

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第2条第1号中「緊急時避難準備区域、」を「緊急時避難準備区域及び」に改め、同条第2号中「居住制限区域、」を「居住制限区域及び」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 旧避難指示区域等 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）及び平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）並びに平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等をいう。

第2条第4号中「世帯に属する者」を「世帯をいう」に改める。

第3条中「帰還困難区域等、」の次に「旧居住制限区域等（居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部であって、平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、令和2年3月4日に指定が解除された双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、同月5日に指定が解除された大熊町の帰還困難区域の一部及び同月10日に指定が解除された富岡町の帰還困難区域の一部をいう。以下同じ。）及び」を加える。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 令和2年度分の保険料

ア 帰還困難区域等並びに上位所得層を除く旧避難指示区域等及び旧居住制限区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者については、令和3年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの全額

イ 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）については、令和3年3月末日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和2年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額

第4条第1項第2号中「平成30年度末」を「平成31年度末」に、「平成31年4月以降」を「令和2年4月以後」に改め、同号中「（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）」を削り、同号中「平成30年度分」を「平成31年度分」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。